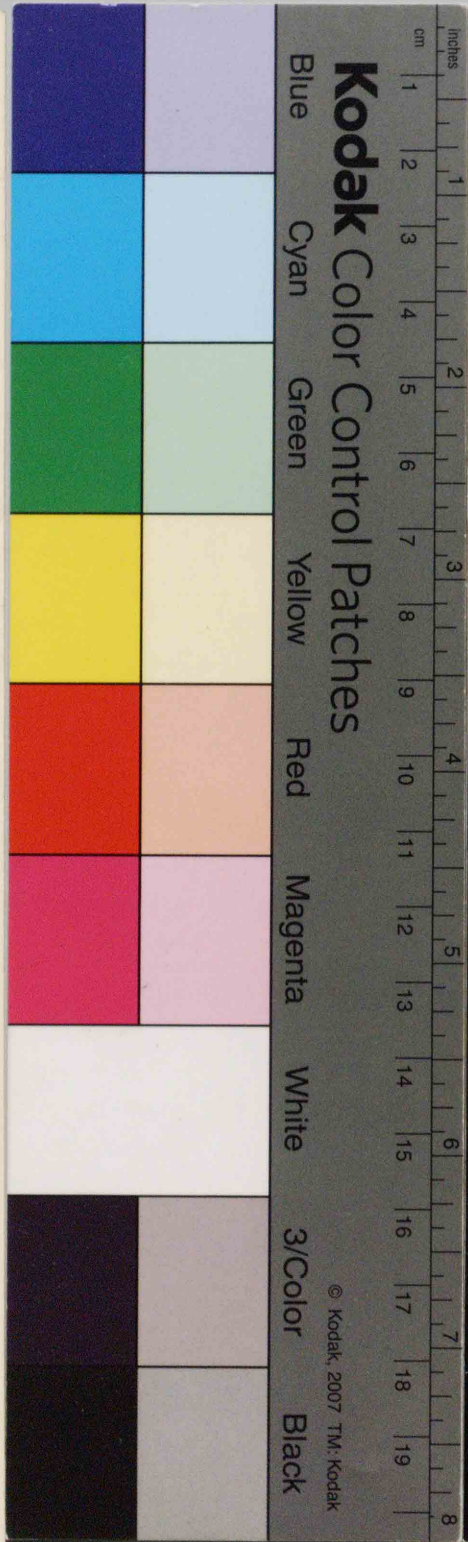


41116

教科書文庫

4
670
51-1906
25000 13118

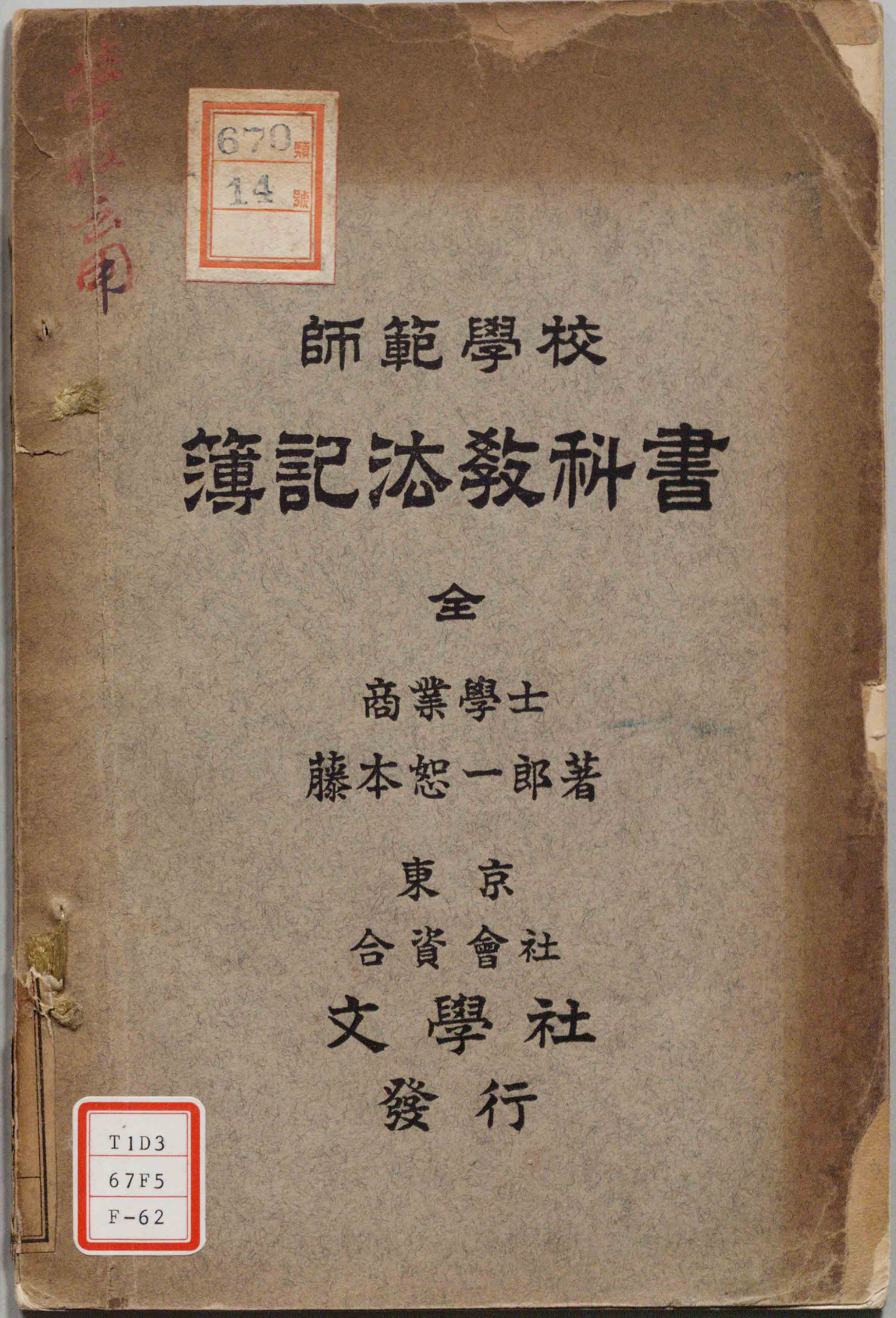
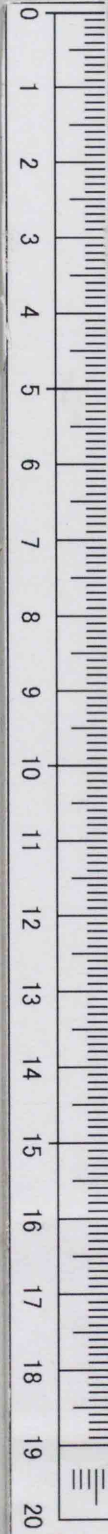


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



師範學校
簿記法教科書

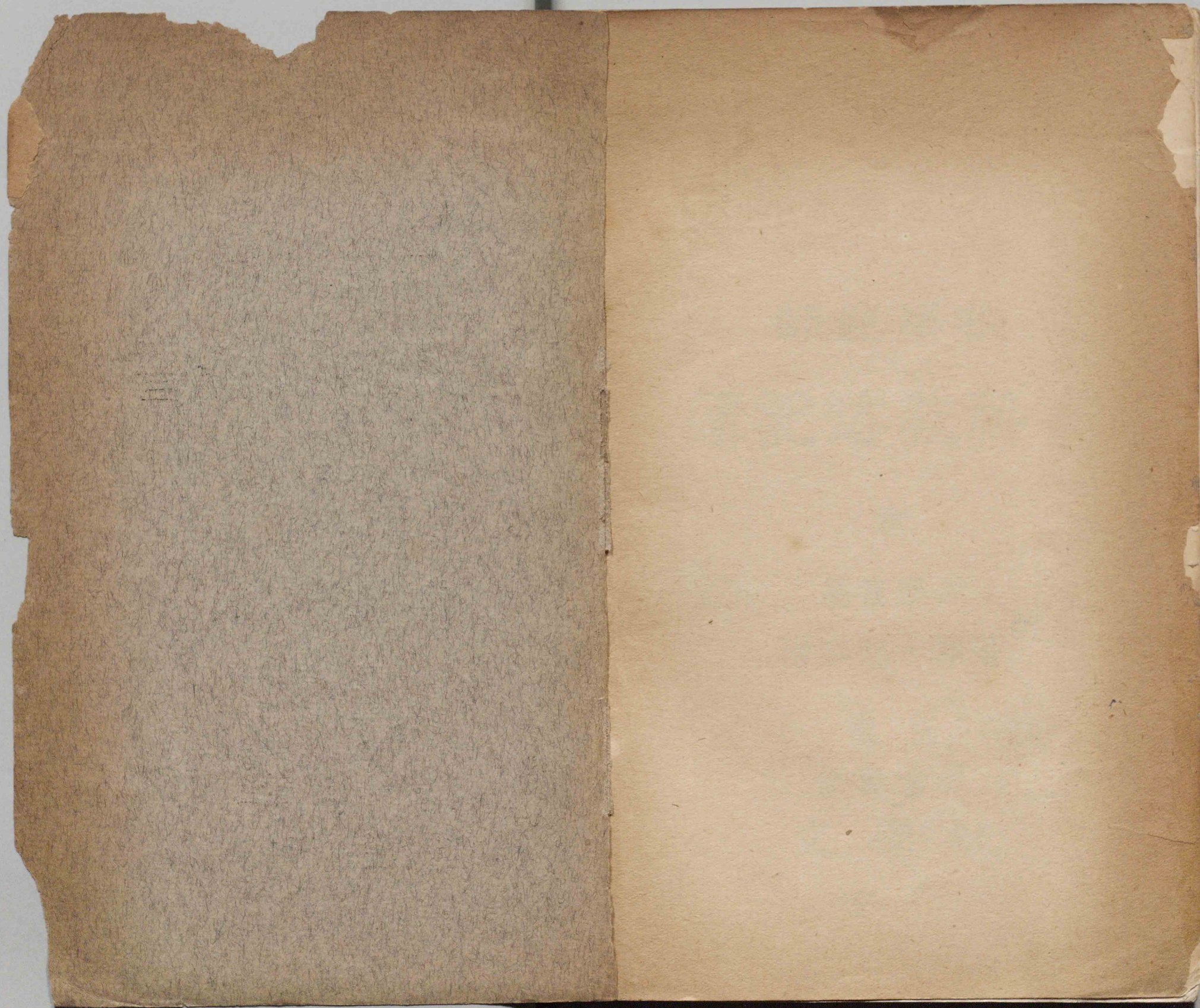
全

商業學士
藤本恕一郎著

東京
合資會社
文學社
發行

670
14

T1D3
67F5
F-62





明治三十九年二月

部省檢定

師範學校數學科用教科書

師範學校

簿記法教科書

全

商業學士

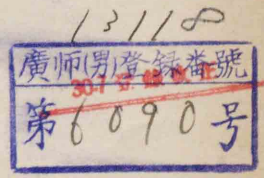
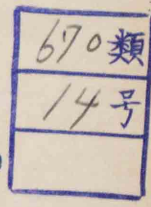
藤本恕一郎著

東京

合資會社

文學社

發行



例 言

- 一本書は師範學校に於ける簿記法の學習用に充てんが爲めに編纂したるものなり。
- 一本書は初めに單式簿記の記入法を説明し例題によりて所用の帳簿と記入上の心得とを示し次に複式簿記の記入法及び記入例を説明せり。
- 一例題は實際上の取引價格等を参照し務めて實地に近からしめたり。
- 一簿記法は商事要項の一なればその用語等の商事に關するものは十分に之を説明して商業上の知識を得しむべく計算に屬するものは商業算術に於て便宜習熟せしむべし。

目次

第一 總説	1
第二 簿記の目的及び種類	2
第三 商業簿記	4
單式簿記	5
一 取引先に對する貸借の明細	11
二 金銭出納に關する明細	28
三 商品の明細	34
四 費用の明細及び損益	42
五 資産負債並に身代の現況	44
複式簿記	48
一 勘定科目	48
二 貸借仕譯	55
三 貸借仕譯の法則	57
記帳上の注意	95

師範學校 簿記法教科書

商業學士
藤本恕一郎著

第一 總説

凡そ、人の世にあるや、其の商人たると、工業者たると、其の他の人たるとを問はず、金銭の受拂、物品の賣買、貸金・借金の關係等の事柄は、日常の出來事にして、人々の財産は此等の事柄の起る毎に、必ず變化又は増減するものなり。例へば、物品を買ひて代金を支拂ひたる時は、金銭は變じて物品となり、貸金の返濟を受けたる時は、貸金は化して金銭となるべし。又、利子・手數料等を收入したるときは、財産はそれ丈け増加し、費用を支拂ひたる時は、財産はそれ丈け減少すべし。財産の増減・變化を起すべき凡ての事柄は、之を取引と云ふ。取引即ち財

産の増減・變化の始末は、種々の必要上、一々之を計算して、明瞭に記録せざるべからず。斯の如き記録を稱して、會計帳簿と云ひ、會計帳簿の組織及び記入の方法を講究するを簿記法と云ふ。我が國にて、帳合の法と稱へしは、則ち是なり。

第二 簿記の目的及種類

簿記の目的とする所は、凡ての取引を、秩序正しく、且つ明瞭に、完全なる帳簿に記載し、以て、一方には財産の増減・變化の有様を調査して、事業の結果、即ち損益を計算し、財産の現況を、何時にても知り得るの用に供し、他方に於ては、過去の取引の完全なる證明となすにあり。又簿記は事業の歴史なるを以て、之により、將來の豫算を立て、其の方針を定むるの材料となすを得べし。

簿記には、其の方法に、單純なるものと、複雑なるものとあり。單純なるものは、所謂

單式簿記にして、從來我が國に行はれたるもの是なり。複雑なるものは所謂複式簿記にして、近時西洋より傳來したるものなり。何れの國に於ても、會計思想の幼稚なる時は、單式簿記のみ行はれ、複式簿記は、會計思想の稍、發達したる後にあらざれば行はれず。單式と複式とは、各一得一失あるを以て、事業の性質、取引の繁緩を鑑み、之に適應せしむるやう調和して用ゐざるべからず。簿記は、之を應用する事業の性質によりて、商業簿記・工業簿記・農業簿記・官廳簿記・家計簿記等に區別し、各多少の相異ありと雖も、其の原理・原則に至りては、少しも異なる所なきを以て、一の簿記に通ずれば、其の他のものは、悉く之を應用して、容易に理解するを得。故に、茲には、其の應用の最も廣き商業簿記のみを説明すべし。

第三 商業簿記

單に商業と云ふ時は、一般の賣買業の外、銀行業・保險業・海運業等をも含むものなれども、茲に所謂商業とは、物品の交換を媒介する業、即ち一方より買ひて、他方に賣り、其の賣買代價の差を利せんとする小賣商・卸賣商の如き賣買業のみをいひ、商業簿記とは、其の小賣商なると、卸賣商なるとを問はず、凡て賣買業の會計帳簿を整理する爲めに、應用すべき簿記を指稱するなり。

前述の如く、簿記の原理は一にして、之を應用する業務の種類によりて異なることなし。而して、賣買業は、物品の賣買、金錢の出納、貸借の關係等の起ること、極めて頻繁なるを以て、之に應用する簿記を學べば、其の他のものは、類推して容易に理解するを得べし。

今、商業簿記を講究するに當り、例題によ

簿記法

りて、一連の取引を想像し、如何にして之を整理するかを説明すべし。

單式簿記

例題

明治三十八年七月

資本主大黒屋商太尉

- 一日 本日手許有高左の通り。
- | | |
|----------------|----------|
| 一、壹等米 參石 壹石に付き | 金拾參圓八拾錢替 |
| 一、貳等米 貳石 " | 金拾參圓五拾錢替 |
| 一、四等米 貳石 " | 金拾貳圓貳拾錢替 |
| 外に現金手許有高 | 金五百圓也 |
| 營業用什器 見積代價 | 金貳拾五圓也 |
- 同日 帳簿用紙等を買ひ入れ、代金四圓五拾錢現金拂。
- 四日 廣田屋より左の通り買ひ入る。
- | | |
|---------------|----------|
| 一、大麥 貳石 壹石に付き | 金八圓八拾錢替 |
| 一、大豆 貳石 " | 金九圓五拾錢替 |
| 一、小豆 貳石 " | 金拾貳圓參拾錢替 |
- 右代金現金拂。
- 同日 黒澤商店より左の通り買ひ入る。
- | | |
|----------------|----------|
| 一、參等米 參石 壹石に付き | 金拾貳圓九拾錢替 |
| 一、貳等米 貳石 " | 金拾參圓五拾錢替 |
- 右代金現金拂。

簿記法

七日 左右田太郎へ左の通り賣り渡す。

- 一、壹等米 貳斗 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、大麥 五升 〃 金拾錢替
- 一、大豆 五升 〃 金拾壹錢替

右代金は掛とす。

(註) 掛賣買とは、物品の引渡と同時に代金を支拂はずして、買主の借金となし、月末其の他の時期に支拂ふものを云ふ。

同日 池田屋へ左の通り掛にて賣り渡す。

- 一、貳等米 參斗 壹升到付き 金拾五錢八厘替
- 一、大麥 五升 〃 金拾錢替

同日 本日現金賣上高。

- 一、壹等米 貳斗 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、貳等米 參斗 〃 金拾五錢八厘替
- 一、參等米 貳斗 〃 金拾五錢替
- 一、四等米 參斗 〃 金拾四錢五厘替
- 一、小豆 六升 〃 金拾四錢替

十日 大野八郎へ左の通り掛にて賣り渡す。

- 一、貳等米 貳斗 壹升到付き 金拾五錢八厘替
- 一、小豆 五升 〃 金拾四錢替

同日 現金賣上高。

- 一、壹等米 參斗 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、貳等米 貳斗 〃 金拾五錢八厘替
- 一、參等米 參斗 〃 金拾五錢替
- 一、大麥 五升 〃 金拾錢替

簿記法

一、大豆 八升 壹升到付き 金拾壹錢替

一、小豆 六升 〃 金拾四錢替

十三日 池邊次郎へ掛にて賣り渡す。

- 一、四等米 參斗 壹升到付き 金拾四錢五厘替
- 一、大豆 五升 〃 金拾壹錢替

同日 現金賣上高。

- 一、壹等米 貳斗 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、貳等米 參斗 〃 金拾五錢八厘替
- 一、參等米 貳斗 〃 金拾五錢替
- 一、四等米 五斗 〃 金拾四錢五厘替
- 一、大麥 壹斗 〃 金拾錢替
- 一、大豆 八升 〃 金拾壹錢替
- 一、小豆 壹斗 〃 金拾四錢替

十六日 山田大吉へ左の通り掛にて賣り渡す。

- 一、貳等米 貳斗 壹升到付き 金拾五錢八厘替
- 一、小豆 五升 〃 金拾四錢替

同日 坂西三郎へ左の通り掛にて賣り渡す。

- 一、貳等米 參斗 壹升到付き 金拾五錢八厘替。
- 一、大豆 壹斗 〃 金拾壹錢替。

同日 高橋四郎へ左の通り掛にて賣り渡す。

- 一、壹等米 貳斗五升 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、大豆 參升 〃 金拾壹錢替

簿記法

同日 現金賣上高。

- 一、壹等米 參斗 壹升到付き 金拾六錢五厘替
- 一、貳等米 四斗五升 〃 金拾五錢八厘替

一、參等米 五斗 壹升到付き 金拾五錢替
 一、四等米 參斗五升 〃 金拾四錢五厘替
 一、大麥 貳斗 〃 金拾錢替
 一、大豆 參斗 〃 金拾壹錢替
 一、小豆 壹斗五升 〃 金拾四錢替

同日 炭・油代金貳圓五拾錢現金拂。

十九日 黒澤商店より掛にて買ひ入る。

一、四等米 五石 壹石に付き 金拾貳圓五拾錢替
 一、貳等米 貳石 〃 金拾參圓七拾錢替
 一、壹等米 貳石 〃 金拾四圓替

同日 左右田太郎へ左の通り掛にて賣り渡す。

一、壹等米 參斗 壹升到付き 金拾七錢替
 一、貳等米 參斗 〃 金拾六錢四厘替
 一、大麥 五升 〃 金拾錢替

同日 池田屋へ掛にて賣り渡す。

一、壹等米 五斗 壹升到付き 金拾七錢替
 一、貳等米 四斗 〃 金拾六錢四厘替
 一、大豆 八升 〃 金拾壹錢替

同日 現金賣上高。

一、壹等米 五斗 壹升到付き 金拾七錢替
 一、貳等米 六斗 〃 金拾六錢四厘替
 一、參等米 五斗 〃 金拾五錢五厘替
 一、大麥 八升 〃 金拾錢替

二十二日 池田屋より掛代金の内拂として金拾圓を受け取る。

簿記法

同日 池邊次郎へ掛にて賣り渡す。

一、壹等米 貳斗 壹升到付き 金拾七錢替

同日 坂西三郎へ掛にて賣り渡す。

一、貳等米 參斗 壹升到付き 金拾六錢四厘替
 一、小豆 壹斗 〃 金拾四錢替

同日 現金賣上高。

一、貳等米 七斗 壹升到付き 金拾六錢四厘替
 一、四等米 五斗 〃 金拾五錢替
 一、大豆 壹斗 〃 金拾壹錢替
 一、小豆 八升 〃 金拾四錢替

二十五日 山田大吉へ掛にて賣り渡す。

一、貳等米 參斗 壹升到付き 金拾六錢四厘替
 一、大麥 壹斗 〃 金拾錢替

同日 池田屋へ掛にて賣り渡す。

一、小豆 貳斗 壹升到付き 金拾四錢替

同日 現金賣上高。

一、壹等米 五斗 壹升到付き 金拾七錢替
 一、參等米 四斗 〃 金拾五錢五厘替
 一、大麥 壹斗貳升 〃 金拾錢替
 一、小豆 九升 〃 金拾四錢替

二十八日 黒澤商店より掛にて買ひ入る。

一、參等米 參石 壹石に付き 金拾參圓替

同日 左右田太郎へ掛にて賣り渡す。

一、參等米 五斗 壹升到付き 金拾五錢五厘替
 一、小豆 五升 〃 金拾四錢替

簿記法

同日 現金賣上高。
 一、貳等米 六斗 壹升到付き 金拾六錢四厘替
 一、四等米 五斗 " 金拾五錢替
 一、大豆 壹斗八升 " 金拾壹錢替

三十一日 雜費金貳圓六拾錢を支拂ふ。
 同日 備人給料金五圓五拾錢現金拂。
 同日 黒澤商店へ掛代金内拂として金百參拾圓を支拂ふ。
 左右田太郎より掛代金内拂として金貳拾圓を受け取る。
 池邊次郎より掛代金悉皆受け取る。
 坂西三郎掛代金悉皆、來月に繰り越す。
 高橋四郎より掛代金の内四圓現金にて受け取る。
 池田屋掛代金は悉皆來月に繰り越す
 大野八郎より掛代金悉皆受け取る。
 山田大吉より掛代金悉皆受け取る。

同日 家賃金拾五圓現金拂。
 同日 賣残り商品左の通り(棚卸)。

壹斗米	壹石五斗四升(壹升目減り)	拾四圓替
貳等米	五斗五升	拾參圓七拾錢替
參等米	參石四斗	拾參圓替
四等米	四石五斗五升	拾貳圓五拾錢替
大麥	壹石貳斗	八圓八拾錢替
大豆	九斗五升	九圓五拾錢替

簿記法

小豆壹石〇六升 拾貳圓參拾錢替
 營業用什器見積高金貳拾四圓也。

右の如き取引ありたる時、商人の知らざるべからざる事は、

- 一、各取引先に對する貸借の明細は如何
 - 二、金錢出納の明細は如何
 - 三、賣買商品の明細は如何
 - 四、費用の明細、及び損益は如何
 - 五、資産・負債、並に身代の現狀は如何
- 等にあり。以下、如何にして之を知るかを説明せん。

一 取引先に對する貸借の明細

取引先に對する貸借の關係は、最も善く整理せざるべからざるを以て、如何なる簿記法を用ゆる場合にて、之に關する帳簿は、必ず存在す。我が國の當座帳・大福帳の如きは、則ち此の目的に使用せらるゝものなり。大福帳は、諸向勘定の記入、元帳と同

簿記法

一にして、各別に口座を設け、其の人の當店に對する借金は、元帳同口座の借方に、其の人の當店に對する貸金又は借金の返濟高は、同口座の貸方に記入す。されば、元帳の借方と貸方との差引殘高は、當店の其の口座の人に對する貸借の現在高を示すなり。

元帳には、通常直接に記載せずして、日記帳より轉記せらるゝを例とす。日記帳は、我が國の當座帳にして、取引の順序を追うて、一々記載し置き、後に、之を元帳即ち大福帳に轉記す。かくする所以は、複雑なる取引を、其の都度一々元帳に記入するは、手數の繁雜なるのみならず、往々誤記を來すの恐れあるを以て、之を避けんが爲め、一と先づ日記帳に記入し置き、後、閑なる時に、丁寧に元帳に轉記するものなり。左に、日記帳及び元帳の雛形、並に之が記入法を示さん。

簿記法

日 記 帳

1

明 三十八年	治 年	摘 要	元 丁	金 額
7	7	<u>左右田太郎</u> 借方	1	4 350
		壹等米 2 斗 0165 替 3300		
		大麥 5 升 0100 // 0500		
		大豆 5 升 0110 // 0550		
		// <u>池 田 屋</u> 借方	1	5 240
		貳等米 3 斗 0158 替 4740		
		大麥 5 升 0100 // 0500		
10		<u>大野 八郎</u> 借方	2	3 860
		貳等米 2 斗 0158 替 3160		
		小豆 5 升 0140 // 0700		
13		<u>池邊 次郎</u> 借方	2	4 900
		四等米 3 斗 0145 替 4350		
		大豆 5 升 0110 // 0550		
16		<u>山田 大吉</u> 借方	3	3 860
		貳等米 2 斗 0158 替 3160		
		小豆 5 升 0140 // 0700		
		次葉へ繰越		
			22	210

簿記法

2 日記帳

明 三十八年	治 三十八年	摘要	元 丁	金額
		前葉ヨリ繰越		22 210
7	16	<u>坂西三郎</u> 借方	3	5 840
		貳等米 3斗 0158 替 4740		
		大豆 1斗 0110 //		1100
		<u>高橋四郎</u> 借方	4	4 455
		壹等米 2斗5升 0165 替 4125		
		大豆 3升 0110 //		0330
	19	<u>黒澤商店</u> 貸方	4	117 900
		四等米 5石 12500 替 62500		
		貳等米 2石 13700 //		27400
		壹等米 2石 14000 //		28000
		<u>左右田太郎</u> 借方	1	10 520
		壹等米 3斗 0170 替 5100		
		貳等米 3斗 0164 //		4920
		大麥 5升 0100 //		0500
		次葉へ繰越		160 925

簿記法

日記帳

3

明 三十八年	治 三十八年	摘要	元 丁	金額
		前葉ヨリ繰越		160 925
7	19	<u>池田屋</u> 借方	1	15 940
		壹等米 5斗 0170 替 8500		
		貳等米 4斗 0164 //		6560
		大豆 8升 0110 //		0880
	22	<u>池田屋</u> 貸方	1	10 000
		掛代金内入		
		<u>池邊次郎</u> 借方	2	3 400
		壹等米 2斗 0170 替		
		<u>坂西三郎</u> 借方	3	6 320
		貳等米 3斗 0164 替 4920		
		小豆 1斗 0140 //		1400
	25	<u>山田大吉</u> 借方	3	5 920
		二等米 3斗 0164 替 4920		
		大麥 1斗 0100 //		1000
		次葉へ繰越		202 505

簿記法

4 日 記 帳

明 治 三十八年	摘 要	元 丁	金 額
	前葉ヨリ繰越		202 505
7 25	池 田 屋 借方	1	2 800
	小豆 2斗 0140		
28	黒澤商店 貸方	4	39 000
	參等米 3石 13000 替		
"	左右田太郎 借方	1	8 450
	參等米 5斗 0155 替 7750		
	小豆 5升 0140 〃 0700		
31	黒澤商店 借方	4	130 000
	掛買代金内拂		
"	左右田太郎 貸方	1	20 000
	掛代金内入		
"	池邊次郎 貸方	2	8 300
	掛代金皆拂		
"	高橋四郎 貸方	4	4 000
	掛代金内拂		
	次葉へ繰越		415 055

簿記法

日 記 帳

5

明 治 三十八年	摘 要	元 丁	金 額
	前葉ヨリ繰越		415 055
7 31	大野八郎 貸方	2	3 860
	掛代金皆拂		
"	山田大吉 貸方	3	9 780
	掛代金皆拂		
	本月總計		428 695

簿記法

元帳

1

借方 左右田太郎 貸方

明治八年	摘要	日	金額	明治八年	摘要	日	金額		
7	7	日記帳	1	4 350	7	31	掛入金内入	4	20 000
	19	〃	2	10 520			繰越高		3 320
	28	〃	4	8 450					
				23 320					23 320
8	1	繰越高		3 320					

借方 池田屋 貸方

明治八年	摘要	日	金額	明治八年	摘要	日	金額		
7	7	日記帳	1	5 240	7	22	日記帳	3	10 000
	19	〃	3	15 940		31	繰越高		13 980
	25	〃	4	2 800					
				23 980					23 980
8	1	繰越高		13 980					

簿記法

元帳

2

借方 大野八郎 貸方

明治八年	摘要	日	金額	明治八年	摘要	日	金額		
7	10	日記帳	1	3 860	7	31	掛入金皆済	5	3 860
				3 860					3 860

借方 池邊次郎 貸方

明治八年	摘要	日	金額	明治八年	摘要	日	金額		
7	13	日記帳	1	4 900	7	31	掛入金皆済	4	8 300
	22	〃	3	3 400					
				8 300					8 300

簿記法

元帳

8

借方 山田大吉 貸方

明治八年	摘要	日丁	金額	明治八年	摘要	日丁	金額
7 16	日記帳	1	3 860	7 31	掛代金皆済	5	9 780
	〃	3	5 920				
			9 780				9 780

借方 坂西三郎 貸方

7 16	日記帳	2	5 840	7 31	繰越高		12 160
	〃	3	6 320				
			12 160				12 160
8 1	繰越高		12 160				

簿記法

元帳

4

借方 高橋四郎 貸方

明治八年	摘要	日丁	金額	明治八年	摘要	日丁	金額
7 16	日記帳	2	4 455	7 31	掛代金内入	4	4 000
			4 455				
			4 455				4 455
8 1	繰越高		455				

借方 黒澤商店 貸方

7 31	掛買代金拂内	4	130 000	7 19	日記帳	2	117 900
	繰越高		900		〃	4	39 000
			156 900				156 900
				8 1	繰越高		26 900

簿記法

日記帳の記入法を説明せんば、先づ取引起りたるときは、年月日欄に年月日を記入し、摘要欄には、取引の相手方なる人名を左側に、其の人の當店に對する借なるか貸なるかを右側に、取引の顛末を次行に記入し、取引數口同時に起りたる時は、摘要欄内に、別々に金額を記し、其の合計を金額欄に記すべし。「元丁」欄には、元帳に轉記すると同時に、元帳口座の頁數を記入し、元帳との引合せに便すると同時に、轉記濟の印となすべし。

日記帳より、元帳に轉記するには、元帳に各人名の口座を開き、日記帳摘要欄の右側を見て、其の借方は借方に、貸方は貸方に記入し、摘要欄には、特別の場合の外、凡て「日記帳」と記し、「日丁」欄に、日記帳の頁數を記して、其の引き合せに便すべし。

日記帳にて、頁の變る毎に、其の頁の合計金額を、次葉に繰り越し、次の頁の始めに、前

簿記法

葉より繰り越したる金額を明記し、以て總計算出に便すべし。日記帳は、毎日、毎月、又は一定の時期に於て、之がメ切りをなすを要す。日記帳のメ切は、極めて簡單にして、摘要欄内に總計と書し、一定期間の總計金額を、金額欄に記すれば足る。(合計の上に單線を、メ切に複線を用ふ)

元帳も亦其の必要に應じて、一定の時期に之をメ切る。元帳のメ切りをなす前に、轉記に誤りなきか否かを試みる爲めに、試算表を作成し、各勘定を順次に列記し、借方、貸方の金額を夫々記入し、其の合計を出し、借方合計と貸方合計との總計が、日記帳の總計と一致すれば、轉記に誤りなきを知るなり。試算表の雛形左の如し。

簿記法

借 方 試 算 表 貸 方

23	320	左 右 田 太 郎	20	000
23	980	池 田 屋	10	000
3	860	大 野 八 郎	3	860
8	300	池 邊 次 郎	8	300
9	780	山 田 大 吉	9	780
12	160	坂 西 三 郎		
4	455	高 橋 四 郎	4	000
	130 000	黒 澤 商 店	156	900
	<u>215 855</u>		<u>212</u>	<u>840</u>

215.855 借方合計
 212.840 貸方合計
428.695 日記帳總計ノ通り

試算表によりて、轉記に誤りなきを知れば、元帳のメ切をなすべし。元帳のメ切とは、第一借方・貸方の合計を算出すること、第二貸借何れか金額の少なき方に、其の差額丈け朱記すること、(元來、記載すべき場所にあらざるに、貸借雙方を突き合はする爲め

簿記法

に、特に記載するものなれば、かく朱記するなり)。第三貸借雙方の合計を出し、複線を施して、之をメ切ること、第四朱記したる金額を、之と反對の側に繰り越すこと是なり。

日記帳と元帳との他の雛形。

凡て帳簿には、種々の様式ありて、一定せず、各自最も便利なるものを選ぶべし。日記帳、元帳に於ても亦然り、左に二三の雛形を示さん。

簿記法

三月十八年治	七月	摘要	丁日 記帳 數帳	借方	貸方	借 又 貸	殘 高
	七	壹等米貳斗	一	三〇〇			三〇〇
	七	大麥五升		五〇〇			三八〇〇
左右田太郎殿 何町何番地							

元帳 (縱帳)

三月十八年治	七月	摘要	人名	丁元 數帳	借方	貸方	
	七	壹等米貳斗	左右田太郎	一	三〇〇		
	七	大麥五升	人			五〇〇	
	七	大豆五升	人			五〇〇	
	七	貳等米參斗	池田屋	一		七四〇	
	七	四等米五石	黑澤商店	四		六二五〇〇	
日記帳 (縱帳)							

簿記法

日記帳

治年	明三十八年	摘要	元丁	借方	貸方
7	7	左右田太郎			
		壹等米 2斗	0165	3300	
		大麥 5升	0100	0500	
		大豆 5升	0110	0550	1 4 350

元帳

左右田太郎

治年	明三十八年	摘要	丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
7	7	日記帳	1	4 350		借	4 350

簿記法

二 金錢出納に關する明細

金錢は、最も大切なるものなれば、之が出納に關する明細は、極めて精密に整理せざるべからず。之を記入する帳簿を、**金錢出納帳**と云ふ、其の雛形及び記入式左の如し。

1 借方 金錢出納帳 貸方 1

明冊 入 治年	摘 要	入金高	明冊 入 治年	摘 要	出金高
7 1	現金手許有高	500 000	7 1	帳簿用紙代等	4 500
7	現金賣上高		4	廣田屋買入商品代	
	壹等米 2 斗 3300			大 麥 2 石 17600	
	貳等米 3 斗 4740			大 豆 2 石 19000	
	參等米 2 斗 3000			小 豆 2 石 24600	61 200
	四等米 3 斗 4350		〃	黑澤商店ヨリ買入商品代	
	小 豆 6 升 0840	16 230		參等米 3 石 38700	
10	現金賣上高			貳等米 2 石 27000	65 700
	壹等米 3 斗 4950		16	炭 油 代	2 500
	貳等米 2 斗 3160		31	雜 費	2 600
	次葉へ	8110 516 230		次葉へ	136 500

簿記法

2 借方 金錢出納帳 貸方 2

明冊 入 治年	摘 要	入金高	明冊 入 治年	摘 要	出金高
7 10	前葉ヨリ	8110 516 230	7 31	前葉ヨリ	136 500
	參等米 3 斗 4500		〃	傭人給料	5 500
	大 麥 5 升 0500		〃	黑澤商店へ掛金内拂	130 000
	大 豆 8 升 0880			家 賃	15 000
	小 豆 6 升 0840	14 830			
13	現金賣上高				
	壹等米 2 斗 3300				
	貳等米 3 斗 4740				
	參等米 2 斗 3000				
	四等米 5 斗 7250				
	大 麥 1 斗 1000				
	大 豆 8 升 0880				
	小 豆 1 斗 1400	21 570			
16	現金賣上高				
	壹等米 3 斗 4950				
	貳等米 4 斗 5 升 7110				
	參等米 5 斗 7500				
	次葉へ	19560 552 630		次葉へ	287 000

簿記法

3 借方 金 錢 出 納 帳 貸方 3

明 冊 八 治 年	摘 要	入 金 高	明 冊 八 治 年	摘 要	出 金 高
7 16	前葉ヨリ 19560	552 630		前葉ヨリ	287 000
	四等米 3斗 5升 5075				
	大 麥 2斗 2000				
	大 豆 3斗 3300				
	小豆 1斗 5升 2100	32 035			
19	現金賣上高				
	壹等米 5斗 8500				
	貳等米 6斗 9840				
	參等米 5斗 7750				
	大 麥 8升 0800	26 890			
22	池田屋ヨリ掛代 金内拂トシテ	10 000			
〃	現金賣上高				
	貳等米 7斗 11480				
	四等米 5斗 7500				
	大 豆 1斗 1100				
	小 豆 8升 1120	21 200			
	次葉へ	642 755		次葉へ	287 000

簿 記 法

4 借方 金 錢 出 納 帳 貸方 4

明 冊 八 治 年	摘 要	入 金 高	明 冊 八 治 年	摘 要	出 金 高
	前葉ヨリ	642 755		前葉ヨリ	287 000
7 25	現金賣上高		7 31	本日手許殘高	438 175
	壹等米 5斗 8500				
	參等米 4斗 6200				
	大麥 1斗 2升 1200				
	小 豆 9升 1260	17 160			
28	現金賣上高				
	貳等米 6斗 9840				
	四等米 5斗 7500				
	大豆 1斗 8升 1980	19 320			
31	左右田太郎ヨリ 掛金内入	20 000			
〃	池邊次郎ヨリ掛 金皆受	8 300			
〃	高橋四郎ヨリ掛 金内入	4 000			
〃	大野八郎ヨリ掛 金皆受	3 860			
〃	山田大吉ヨリ同 上	9 780			
		725 175			725 175
8 1	本日手許殘高	438 175			

簿 記 法

金錢出納帳の他の雛形
金錢受拂帳 (縦帳)

明 治 三 十 八 年 七 月 一 日		摘 要	受 取 高 <small>又ハ借方</small>	支 拂 高 <small>又ハ貸方</small>	残 高
	四	廣田屋へ支拂高	五〇〇〇〇〇	六壹 貳〇〇	五〇〇〇〇〇
	〃	黒澤商店へ支拂高		六五 七〇〇	四參八 八〇〇
					參七參 壹〇〇
明 治 三 十 八 年 七 月 一 日		本日手許有高			五〇〇〇〇〇
		本日手許有高			四參八 八〇〇
		廣田屋へ商品代支拂高			參七參 壹〇〇
		黒澤商店へ同上			
		現金賣上高			
			500 000	61 200	500 000
			16 230	65 700	438 800
					373 100
					389 330

簿記法

簿記法

金錢出納帳にては、入金の方を借方と稱し、出金の方を貸方と稱す。複式簿記にては、金錢のみならず、凡て入りたる方を借方と云ひ、出でたる方を貸方と云ふ。金錢出納帳の記入法並にメ切の方法は、極めて簡單にして、別に説明を要せず。又本日手許殘高を貸方に朱記したるは、元帳メ切の際に説明したると同一の理由に因るなり。

残高欄を設けあるものは、一々之を記入するを以て、何時にても、現金手許有高を知るの便あり。金銭出納帳の残高は、必ず金庫にある現金と突き合ふものなれば、もし其の間に差ある時は、現金の紛失ありしか、又は記帳に誤りありたるものと知るべし。かくの如き場合には、厳しく調査し、紛失等明白となれば、其の旨を記して、貸方に不足額丈けを記入し、残高と現金有高とは、必ず突き合せ置くべし。

三 商 品 の 明 細

各商品の出入の明細を知るには、商品元帳又は商品有高帳を用ふ、其の雛形左の如し。

1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

簿記法

商 品 元 帳

壹 等 米

明冊 入治年	摘 要	替 (單價)	仕 入 高		賣 上 高		殘高 數量
			數量	代 價	數量	代 價	
7 1	手許所有高	13.8	300	41 400	—	—	300
7	掛賣高	16.5			20	3 300	280
〃	現金賣高	〃			20	3 300	260
10	〃	〃			30	4 950	230
14	〃	〃			20	3 300	210
16	掛賣高	〃			25	4 125	185
〃	現金賣高	〃			30	4 950	155
19	掛仕入高	14.0	200	28 000			355
〃	掛賣高	17.0			80	13 600	275
〃	現金賣高	〃			50	8 500	225
22	掛賣高	〃			20	3 400	205
25	現金賣高	〃			50	8 500	155
31	小計		500	69 400	345	57 925	155
〃	棚卸品	14.0			154	21 560	1 (目減)
〃	差引利益			10 085			
〃	合計		500	79 625	500	79 625	
8 1	手許所有高	14.0	154	21 560			154

簿記法

學習者は、各自、貳等米・參等米等の商品元帳を作成し、之に記入すべし。又同様の縦帳を案出すべし。

此の帳簿の記入法も、極めて簡單にして、仕入帳・賣上帳より、日々の合計を轉記すれば足る。棚卸品とは、商品の賣り残りを實際に調査して得たる數量にして、殘高數量に比し壹升の不足あるは、目減なりとす。棚卸品の價格は、或は時價にて、或は原價にて見積る、之を財産評價と云ふ。我が國の商法は、時價にて評價すべしと命すれども、事業の安固を保つ爲めには、所有物の價格、時價・原價何れにても、低き方に見積るを可とす。棚卸品見積價格を、賣上高欄に朱記したるは、假に賣り渡したるものと見て記帳し、以て利益算出の便に供したるものなり。又利益を、仕入高欄に朱記したるは、雙方突き合せの爲めにして、元帳の場合に異なることなし。

簿記法

商品仕入帳及び賣上帳

商品仕入帳は、商品手許有高及び仕入高の明細を記入するものにして、商品賣上帳は、賣上商品の明細を記入するものなり。其の雛形及び記入法左の如し。

商品仕入帳

1

明治	卅八年	丁數	摘要	金額
7	1		本日手許有高	
			壹等米 3石 13800 替	41 400
			貳等米 2石 13500 //	27 000
			四等米 2石 12200 //	24 400
				92 800
	4	出1	廣田屋ヨリ現金買入高	
			大 麥 2石 8800 替	17 600
			大 豆 2石 9500 //	19 000
			小 豆 2石 12300 //	24 600
				61 200
	"	出1	黒澤商店ヨリ現金買入高	
			參等米 3石 12900 替	38 700
			貳等米 2石 13500 //	27 000
				65 700
			次葉へ	219 700

簿記法

2

商品仕入帳

明治	卅八年	丁數	摘要	金額
			前葉ヨリ	219 700
7	19	日2	黒澤商店ヨリ掛買入高	
			四等米5石 12500 替	62 500
			貳等米2石 13700 //	27 400
			壹等米2石 14000 //	28 000
			117 900	
	28	日4	黒澤商店ヨリ掛買入高	
			參等米3石 13000 替	39 000
			本月仕入總高	376 600
7	31		賣殘品棚卸高	
			壹等米1石5斗4升 14000 替	21 560
			貳等米 5斗5升 13700 //	7 535
			參等米3石4斗 13000 //	44 200
			四等米4石5斗5升 12500 //	56 875
			大麥 1石2斗 8800 //	10 560
			大豆 9斗5升 9500 //	9 025
			小豆 1石〇6升 12300 //	13 013
			殘高原價見積	162 793

簿記法

1

商品賣上帳

明治	卅八年	丁數	摘要	金額
7	7	日1	左右田太郎へ掛賣高	
			壹等米20升 0165 替	3 300
			大麥5升 0100 //	0 500
			大豆5升 0110 //	0 550
			4 350	
		日1	池田屋へ掛賣高	
			貳等米30升 0158 替	4 740
			大麥5升 0100 //	0 500
			5 240	
		出1	現金賣上高	
			壹等米20升 0165 //	3 300
			貳等米30升 0158 //	4 740
			參等米20升 0150 //	3 000
			四等米30升 0145 //	4 350
			小豆6升 0140 //	840
			16 230	
	10	日1	大野八郎へ掛賣高	
			貳等米20升 0158 替	3 160
			小豆5升 0140 //	700
			3 860	
		出1	現金賣上高	
			壹等米30升 0165 替	4 950
			次葉へ	4 950
			29 680	

簿記法

2

商品賣上帳

明治	卅八年	丁數	摘要	金額
7	10		前葉ヨリ	4 950 29 689
			貳等米20升 0158 替	3 160
			參等米30升 0150 //	4 500
			大 麥5升 0100 //	500
			大 豆8升 0110 //	880
			小 豆6升 0140 //	840 14 830
			(以下之を略す)
	31		本月賣上總高	255 090
			掛賣合計 85855	
			現金賣合計 169235	
			255090	

仕入帳・賣上帳に於ける丁數欄は、他の關係帳簿と連絡する爲めに、其の丁數を記入するものとす。凡て帳簿は、互に連絡して、長短相補はざるべからず。

小賣商は、特に現金小賣帳及び掛小賣帳

簿記法

の二者を使用し、取引毎に一々此の帳簿に記入し、之を基として、諸向勘定、元帳、商品有高帳等に轉記するを常とす。其の雛形左の如し。

商品掛小賣帳

明治三十八年七月七日

人名	品名	數量	替	金額
左右田太郎	壹等米	20 ^升	16 5	3 300
	大 麥	5	10 0	500
	大 豆	5	11 0	550
池田屋	貳等米	30	15 8	4 740
	大 麥	5	10 0	500
本日掛賣高				9 590

損益の勘定につきましては、複式簿記と單式簿記との間に、大なる差ありて、單複兩式の區別の標準の一となるものなり。複式簿記にては、特に損益勘定を立て、一々之を整理すれども、單式簿記に於ては然らず、單に資産と負債との差、即ち現身代を見出し、現身代と資本金との差を以て、其の期間の損益となすなり。

五 資産負債並に身代の現況

資産とは金銭・商品・什器・地所・家屋等の諸所有物、並に凡ての貸金を云ひ、負債とは、凡ての借金を云ふ。資本金は、資本主より、事業即ち店に貸與したるものと見做すべければ、店にとりては、資本金も亦借金にして、一種の負債なりと云ふを得べし。現身代とは、資産と負債との差にして、資本金と損益と減加したるものなり。損益を直ちに資本金に組み入るゝ個人の營む商業にあり

ては、現身代は、次期の資本金となるものなり。資産・負債・現身代及び損益の關係を式にて示せば

(1) 資産 - 負債 = 現身代。

(2) 現身代 - 資本金 = 利益。

資本金 - 現身代 = 損失。

資産・負債を一目瞭然ならしむる爲めに、資産負債表を作るべし。貸金・借金は元帳より運び、所有物は各獨立したる諸帳簿より運ぶ。故に、所有物の口數多くして、複雑なる時は、資産負債表作成に非常なる困難を感ず。是れ、各勘定を各別に整理する單式簿記の避け得ざる所にして、複式簿記にあらざれば、此の缺點を補ふを得ず。複式簿記にては、凡ての勘定を、元帳に纏めて整理するを以て、資産負債表を作成するに極めて便利なり。單式・複式の重要なる區別は、此の點にあり。資産負債表の雛形左の如し。

負債之部 資産負債表 資産之部

摘 要	丁 數	金 額	摘 要	丁 數	金 額
黒澤商店	元 4	26 900	左右田太郎	元 1	3 320
負債總額		26 900	池田屋	元 1	13 980
差引現身代		627 983	坂西三郎	元 3	12 160
			高橋四郎	元 4	455
			金錢手許有高	出 4	438 175
			賣殘品棚卸高	元 1	162 793
			營業什器見積高		24 000
		654 883	資産總額		654 883

明治卅八年七月卅一日

大黒屋商太郎

資産負債表の左方、負債の部には、元帳各口座の貸方残高、則ち當店の其の口座に對する借金を、右方資産の部には、元帳各口座の借方残高、則ち當店の其の口座に對する貸金、及び諸所有物を記入すべし。かくの如く、負債を左方則ち借方の位置に、資産を

簿記法

右方則ち貸方の位置に記入する所以は、元來、資産負債表は、大黒屋を主としたるものにして、摘要欄内に記入さるゝものは、凡て賓なり。換言すれば、大黒屋の借又は貸を示すべきものなれば、借方を資産とし、貸方を負債とするを正當とするに因る。所有物中、金錢の有高は、金錢出納帳より、商品の棚卸高は、商品仕入帳より運びたるものにして、營業用什器は、櫃・枱・机其の他の什器を、一々評價したるものなり。

資産負債表により、現身代を見出したる時は、此の期の初めに於ける身代、即ち資本金と比較して、損益の計算をなさざるべからず。(資本金の額は、例題によりて直ちに之を知るを得)。

商品有高	92 ^円 800	現身代	627 ^円 983
現 金	500 ^円 000	資本金	617 ^円 800
營業用什器	25 ^円 000		
資 本 金	617 ^円 800	差引純益	10 ^円 183

簿記法

複 式 簿 記

複式簿記と單式簿記との區別の要點は、元帳に於て、凡ての勘定を總括すると否とにあり。單式に於ては、人名勘定、即ち貸金・借金の勘定以外は、元帳の口座に上らざれども、複式に於ては、如何なる勘定も、悉く元帳に口座を有し、取引起る毎に、貸借に振り分け、一々元帳に記入するものなり。取引を貸借に振り分くる事を稱して、**貸借仕譯**と云ひ、元帳の口座を表はす爲めに、取引の目的物を適當に分類して、之に附したる名稱を、**勘定科目**と稱す。凡ての取引を適當なる勘定科目に分類し、貸借仕譯を完全になし得るに至れば、複式簿記に通じたりと云ふを得べし。

一 勘 定 科 目

凡そ取引は、甚だ複雑なりと雖も、之を大

別すれば、

- 一 有價物(空氣・水の如き無價物と區別して、一般の物を云ふ)を受け、又は之を渡すか、
 - 二 貸金をなし、又は之が返濟を受くるか、
 - 三 借金を生じ、又は之を返濟するか、
 - 四 損失を招き、又は利益を生ずるか、
- 四者の外に出でず。以下順次之を説明せん。

1. 有價物を表はす勘定科目。

有價物は其の種類多けれども、其の重なるものを擧ぐれば、左の如し。

(イ) **金銀勘定**。凡ての貨幣、即ち正貨・補助貨・紙幣(兌換券、不換紙幣)を表示する勘定科目なり。尙ほ直ちに現金と引換得べき銀行小切手・送金手形、其の他一覽拂の手形をも、亦金銀勘定中に入るゝを例とす。

(ロ) **商品勘定**。商業の目的物、則ち轉賣營利の爲めに、買ひ入れたる物品は、悉く

此の勘定科目中に含まる。

(ハ)不動産勘定。地所・家屋の如き不動産を總括する科目なり。

(ニ)什器勘定。金庫・箱櫃・机・火鉢等の如き家具を總括する科目なり。

(ホ)公債證書勘定。元來、國家又は地方團體に對する貸金の一種なれども、此の證書は、所謂有價證券、又は流通證券と稱し、自由に賣買移轉し得るを以て、商品の如き有價物と異なる所なければ、有價物中に入れてなるなり。公債證書には多くの種類あれども、皆此の勘定中にて整理す。

(ヘ)株券勘定。株券は、株式會社の株式を表はす證券にして、公債證券と同じく、有價證券又は流通證券なり。凡ての株券は、皆此の勘定中に總括せらる。

2. 貸金を表はす勘定科目。

(イ)人名勘定。掛代金の如き帳簿上の

貸金、又は當座貸を表はす勘定にして、其の關係者の商號、又は氏名にて之を表はす。

(ロ)貸附金勘定。前者と異なり、有期限又は無期限に金錢を貸與する場合にして、多くは、借用證書を受けおくものとす。

(ハ)受取手形勘定。手形は、信用證券にして、其の記載金額を、受取人に支拂ふべきを證するものなり。手形に、約束手形と爲替手形との二種あれども、手形金額を受け取るものか支拂ふものかと云ふ點より云ふときは、受取手形と支拂手形との二種となすべし。受取手形とは、即ち手形金額を受け取るべき手形と云ふ意にして、支拂人に對する貸金と見て可なり。

(ニ)預け金勘定。預け金は、預り主に對する貸金にして、預り主の人名勘定にて整理するか、又は預け金勘定にて整理す。

預け金に、當座預金・通知預金・定期預金等の別あり。

3. 借金を表はす勘定科目。

(イ)人名勘定。掛借等の帳簿上の借金又は當座借を表はすものなり。關係者の商號又は氏名を以て之を表はす。

(ロ)借用金勘定。貸附金の反對にして、有期限又は無期限の借入金なり、借用證書を入るゝを常とす。

(ハ)支拂手形勘定。支拂ふべき手形を表はす勘定科目なり。其の爲替手形たると約束手形たるとは問ふ所にあらず。

(ニ)資本主勘定。自己の資本を以て、自ら營業をなすと雖も、自己の家計上の勘定と、店の勘定とは、明かに之を區別せざるべからず。資本金は、資本主が、其の家計上の財産を割きて、店に貸與したるものと見做すべきなり。されば、資本金は、資本主に對する人名勘定の如く記帳す

べく、資本主なる勘定科目にて、之を整理するなり。

4. 損益に屬する勘定科目。

(イ)營業費勘定。營業上必要なる諸入費を支拂ひたる時には、此の勘定にて整理す。營業に必要なる諸入費とは、雇人給料・地代・家賃・車力賃・廣告料・諸税金、及び其の他の諸雜費、即ち炭・油・筆・紙・墨・切手・印紙・電信料等を云ふ。諸雜費に屬するものは、諸雜費勘定にて整理し、營業費勘定と區別する事あり。營業費・諸雜費は常に損失となるものなり。

(ロ)利息勘定。貸附金・借用金・預金等に對する凡ての利息は、此の勘定にて整理す、支拂ひたる利息は損失にして、受け取りたる利息は利益なり。

(ハ)割引料勘定。期日前に、手形又は貸金の辨濟をなす時には、期日迄の利息を差引くものとす。此の利息を割引料と

稱す。最も普通のものは、手形の割引料なり。支拂ひたる割引料は損失にして、受け取りたる割引料は利益なり。

(ニ)手[○]數[○]料[○]勘[○]定[○]。賣買の媒介、其の他、他人の爲めになしたる仕事に對する報酬を、手數料と稱す。手數料を支拂ひたる時は損失にして、手數料を受け取りたる時は利益なり。

(ホ)運[○]賃[○]勘[○]定[○]。商品の運送に關する諸掛を整理する勘定なり。商品買入諸掛は、商品原價に組み入る事あるを以て、かかる場合には、必ずしも此の勘定を設くるに及ばず。支拂ひたる運賃は損失にして、受け取りたる運賃は利益なり。

(ヘ)保[○]險[○]料[○]勘[○]定[○]。火災保險・海上保險・運送保險等を附したる時、之に對して支拂ふ保險料を整理する勘定なり。支拂ひたる保險料は損失にして、受け取りたる保險料は利益なり。

(ト)倉[○]敷[○]料[○]勘[○]定[○]。商品を倉庫に預けたる時、倉庫業者へ支拂ふ保管料を此の勘定にて整理す。

(チ)損[○]益[○]勘[○]定[○]。前掲諸勘定に屬せざる凡ての勘定は、之を概括して、損益勘定にて整理す。前掲の諸勘定も、結局損益勘定に外ならざれば、決算の際には、必ず此の勘定に運ぶ。此の點よりして、損益に屬する勘定科目分類は、時と場合とに應じ、或は細かく、或は粗くし、甚しきは、凡てを損益勘定にて整理する事を得。

二 貸 借 仕 譯

貸借仕譯は、複式簿記の生命とも稱すべきものにして、此の理に通ぜざれば、到底複式簿記を解するを得ず。

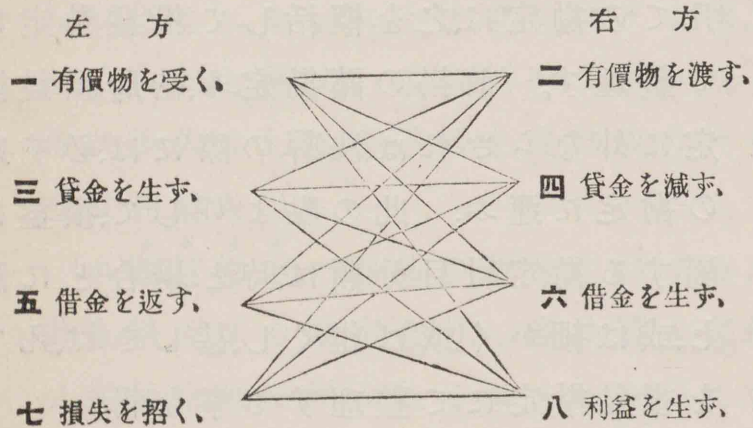
前述の如く、取引は其の數多しと雖も、

一 有價物の受渡、

二 金錢貸借、

三損益

の三者の外に出でず。而して此の三者が、相結合して取引を構成する有様を示せば左の如し。



即ち有價物を受けたる時は、之に對して、有價物を渡すか、貸金を減ずるか、借金を生ずるか、利益を生ずるか、四者其の一又は二つ以上の結合たらざるべからず。例へば、商品なる有價物を受くれば、之に對し、代金として金錢を渡すか、貸金に對して手形を作成して之を渡すか、即ち貸金を減ずるか、又は掛買にて賣主に對して借金を生ずる

簿記法

か、又は全く無報酬にて貰ひ受けたるか、(即ち利益)四者其の一を出でざるべし。其の他の場合も、之と同じく、凡ての取引は、左方の事柄の一、又は二三と、右方の事柄の一、又は二三と、相對して起るものにして、左方と右方とは、其の價值相等しきものなり。取引を價值の交換なりと云ふ所以は之がためなり。簿記に於て、左方に立つべきものを借方と云ひ、右方に立つべきものを貸方と云ふ。

三貸借仕譯の法則

- (イ)有價物を受けたる時は其の有價物を表はす勘定科目を借方に立て、
- (ロ)有價物を渡したる時は、其の有價物を表はす勘定科目を貸方に立つ、
- (イ)貸金を生じたる時は、其の貸金を表はす勘定科目を借方に立て、
- (ロ)貸金を減じたる時は、其の貸金を表

簿記法

はす勘定科目を借方に立つ、

(イ)借金を返したる時は、其の借金を表

はす勘定科目を借方に立て、

(ロ)借金を生じたる時は、其の借金を表

はす勘定科目を貸方に立つ、

(イ)損失を招きたる時は、其の損失を表

はす勘定科目を借方に立て、

(ロ)利益を生じたる時は、其の利益を表

はす勘定科目を貸方に立つ、

左に例題を設けて、仕譯の方法を示さん。

- (一) 米百石を買ひ入れ、代金壹千參百圓を支拂ふ。
- (二) 甲太郎へ、掛にて米五拾石(代金七百五拾圓)を賣り渡す。
- (三) 乙次郎より、掛にて麥五拾石(代金四百圓)を買ひ入る。
- (四) 丙三郎へ、米五拾石(代金七百五拾圓)を賣り渡し、代金に對し、同人振出、當店宛の約束手形を受け取る(此の約束手形は、満期日に至り、丙三郎より受け取るべき手形なり)。
- (五) 丁四郎より、大豆百石(代金九百圓)を買ひ入れ、代

簿記法

金に對し、同人宛の約束手形を振り出す、(此の約束手形は、満期日に至り、同人へ支拂ふべき手形なり)。

- (六) 戊五郎へ、麥五拾石(代金五百圓)を賣り渡し、代金の内金參百圓は現金にて、殘額貳百圓は掛とす。
- (七) 甲太郎より、掛代金七百五拾圓を現金にて受け取る。
- (八) 乙次郎へ、掛代金四百圓を現金にて支拂ふ。
- (九) 手数料金貳拾圓を受け取る(現金にて)。
- (十) 傭人給料金拾五圓、廣告料金貳拾圓を現金にて支拂ふ。

(1). 商 品 (借方) 1,300⁰⁰

金 銀 (貸方) 1,300⁰⁰

第一法則により、米なる有價物を表はす勘定科目(商品)を借方に立て、第二法則により、貨幣なる有價物を表はす勘定科目(金額)を貸方に立つ。

(2). 甲 太 郎 (借方) 750⁰⁰

商 品 (貸方) 750⁰⁰

第三法則により、甲太郎に對する貸金を表はす勘定科目(人名)即ち甲太郎を借方に立て、第二法則により、米

簿記法

を表はす勘定科目即ち商品を貸方に立つ。

(3). 商 品 (借方) 400⁰⁰

乙 次 郎 (貸方) 400⁰⁰

第一法則により、麥なる有價物を表はす勘定科目即ち商品を借方に、第六法則により、乙次郎に對する借金を表はす勘定科目(人名勘定)即ち乙次郎を貸方に立つ。

(4). 受取手形 (借方) 750⁰⁰

商 品 (貸方) 750⁰⁰

第三法則により、代金を受け取るべき約束手形即ち貸金を表はす勘定科目(受取手形)を借方に、第二法則により、商品を貸方に立つ。

(5). 商 品 (借方) 900⁰⁰

支拂手形 (貸方) 900⁰⁰

第一法則により、商品を借方に、第六法則により、支拂ふべき約束手形即ち借金を表はす支拂手形を貸方に立つ。

(6). 金 銀 (借方) 300⁰⁰

商 品 (貸方) 500⁰⁰

戊 五 郎 (借方) 200⁰⁰

第一法則により、金銀を借方に、及び第三法則により、

戊五郎を借方に、第二法則により、商品を貸方に立つ。

(7) 金 銀 (借方) 750⁰⁰

甲 太 郎 (貸方) 750⁰⁰

第一法則により、金銀を借方に、第四法則により、掛代金即ち貸金を減じたるを以て、之を表はす勘定科目即ち甲太郎を貸方に立つ。

(8). 乙 次 郎 (借方) 400⁰⁰

金 銀 (貸方) 400⁰⁰

第五法則により、掛代金即ち借金を返したるときは、之を表はす勘定科目即ち人名勘定を借方に、第一法則により、金銀を貸方に立つ。

(9). 金 銀 (借方) 200⁰⁰

手 數 料 (貸方) 200⁰⁰

手數料として、現金貳拾圓を受け取りたるものなれば、第一法則により、金銀を借方に立て、手數料は受け取りたるものなれば、利益なるを以て、第八法則により、此の利益を表はす勘定科目即ち手數料勘定を貸方に立つ。

(10). 營 業 費 (借方) 350⁰⁰

金 銀 (貸方) 350⁰⁰

給料及び廣告料を支拂ひたるを以て、損失を生じたり。故に第七法則により、此等を表はす勘定科目、即ち營業費勘定を借方に立て、之に對して、一方には現金を渡したるものなれば、第二法則により、金銀を貸方に立つ。

例題

明治卅八年八月一日。大黒屋商太郎、營業を擴張して、穀物卸賣業を始め、帳簿組織を複式に改む。七月卅一日に於ける資産・負債表及び増元入高左の如し(資本金勘定)。

負債の部		資産負債表		負債の部	
黒澤商店掛残	26 900	左右田太郎掛代残	3 320		
現身代(資本金)	627 983	池田屋 "	13 980		
		坂西三郎 "	12 160		
		高橋四郎 "	455		
		現金手許有高	438 175		
		賣残品棚卸高	162 793		
		營業什器見積高	24 000		
			654 883		

簿記法

増元入高

一 現金 金五千圓也

一 倉庫附家屋一棟 見積代價金壹萬圓也

三日、株式會社第一銀行と當座預金勘定を開き、現金四千圓を預け入れ、小切手帳及び通帳を受け取る(第一銀行勘定)

(註) 當座預金とは、何時にても引き出す事を得る預け金にして、引き出しには、必ず小切手を用ゆ。

同日、筆紙墨・郵便切手・印紙代等現金參圓五拾錢を支拂ふ。

六日、黒澤商店より、美濃米百石、一石に付金拾貳圓五拾錢替にて買ひ入れ、代金は掛とす(商品勘定及び黒澤商店勘定)。

八日、深川中村商店より伊勢米貳百石、壹石に付き金拾貳圓參拾錢替にて買ひ入れ、代金は第一銀行宛小切手第一號にて支拂ふ(第一銀行勘定)。

同日、甲太郎に、美濃米五拾石、壹石に付き金拾參圓替にて賣り渡し、代金に對し、本日附九月七日限の約束手形第五號を受け取る(受取手形勘定)。

簿記法

(註) 約束手形とは、振出人が、一定の時期満期日に於て、一定の金額を、受取人(振宛人)に支拂ふ事を約束

する證券にして、之が作成には、嚴格なる注意をなされば、無効となるの恐あり。其の記入要件次の如し。

一 約束手形たる事を示すべき文字、

二 一定の金額、

三 受取人の氏名又は商號、

四 支拂を約する文句、

五 振出の年月日及び場所、

六 一定の満期日、

七 印紙税法の定むる印紙の貼用、

八 振出人の記名捺印、

十日。乙次郎へ、伊勢米百石壹石に付き金拾貳圓八拾錢替にて賣り渡し、代金は月末拂の約定なり(乙次郎勘定)。

同日。前月賣殘商品悉皆、金百六拾貳圓七拾九錢參厘にて神田高羽商店へ賣り渡し、代金は現金にて受け取る(商品勘定)。

十三日。丙三郎へ、伊勢米五拾石金拾貳圓八拾錢替及び美濃米五拾石金拾參圓替にて賣り渡し、代金として、同人振出し第百銀行宛小切手第卅號を受け取る(金銀勘定)。

簿記法

(註) 受け入れたる小切手は、紙幣の如く現金と見做し、受け入れ後遲滞なく之を取引銀行に致して、當座預金に振り込むべし。受け取るや否や、直ちに第一銀行に預け入れたる時は、金銀勘定を起さずして、直ちに第一銀行勘定を起すべし。

十四日。昨十三日丙三郎より受け取りの第百銀行宛小切手を第一銀行當座預金へ振り込む。

十五日。前月分掛代金殘高悉皆取り立つ(諸向小口勘定)。

左右田太郎 參圓參拾貳錢。

池田屋 拾參圓九拾八錢。

坂西三郎 拾貳圓拾六錢。

高橋四郎 四拾五錢五厘。

十七日。黒澤商店より、美濃米百石金拾貳圓五拾錢替にて買ひ入れ、代金は同店を受取人とし、乙商店宛(支拂人)九月十日拂の爲替手形を振り出す(乙次郎勘定)。

(註) 爲替手形とは、振出人が、支拂人(振宛人)に對して、受取人に、一定の金額を、一定の時期(満期日)に於て、支拂ふべき事を依頼する證券にして、約束手形と同じく、其の作成には、極めて嚴格なる注意を要す。其の要件は次の如し。

簿記法

一 爲替手形たる事を示すべき文字。

二 一定の金額。

三 受取人の氏名又は商號。

四 仕拂を依頼すべき文句。

五 支拂人の氏名又は商號。

六 振出の年月日及び場所。

七 一定の満期日。

八 支拂地。

九 振出人の記名捺印。

十五圓以上のものには貳錢印紙の貼用。

爲替手形の振出人の帳簿には、人名勘定を立て、支拂人の帳簿には、支拂手形勘定、受取人の帳簿には、受取手形勘定を立つべし。

十八日。日本橋大川商店より、大麥百石金八圓貳拾錢替にて買ひ入れ、代金の内、五百圓に對しては、同店宛九月十日拂の約束手形第壹號を振り出し、殘額は掛とす。

廿日。甲太郎へ、美濃米五拾石金拾參圓替にて賣り渡し、代金として、同人振出、乙次郎宛本月廿八日拂の爲替手形第拾號を受け取る、受取手形勘定。當店持車力賃金拾圓現金拂。

簿記法

同日。去る八日、甲太郎より受け取りの約束手形第五號金六百五拾圓を、第一銀行に割引を依頼し、割引料日歩參錢の割にて、本日より九月七日迄拾八日間、金參圓五拾貳錢を差引き、殘額は當座預金に振り込む、(割引料勘定)。

(註) 割引料・利息等の割合を、日歩を以て稱する時は、百圓に對するものとす。割引料・日數計算法は、歐米に於ては、割引當日を除き、満期日を加ふるも、我が邦に於ては、割引の當日も、満期日も共に加ふるを普通とす。

廿三日。丙三郎に、大麥五拾石金八圓八拾錢替にて賣り渡し、代金は掛とす。

同日。金庫壹基金八拾圓にて買ひ入れ、代金は現金拂。

(註) 金庫の如きは、營業用什器勘定にて整理し、店の資産に屬す。

廿五日。第一回國庫債券額面五百圓を、金八拾九圓替(百圓に付)にて買ひ入れ、代金は、第一銀行宛小切手第參號にて支拂ふ、(公債證書勘定)。

同日。中村商店より、伊勢米貳百石金拾貳圓參拾錢替にて買ひ入れ、代金は掛とす。車力賃金拾圓現金拂。

廿八日。乙次郎に、伊勢米貳百石金拾貳圓八拾錢替に

簿記法

て賣り渡し、代金は掛とす。
 同日。去る廿日、甲太郎より受け取りたる乙次郎宛の爲替手形第拾號金六百五拾圓、期日に付乙次郎より代金を取り立つ。
 卅日。本月分諸雜費左の通り、現金にて支拂ふ、(營業費勘定)。

- 一 本月分地代 金參拾五圓也
- 一 備人給料四人分 金五拾圓也
- 一 店用諸雜費 金參拾圓也

同日。本日、元帳決算を行ひ、左の通り棚卸をなす。
 一 美濃米五拾石 見積價格 六百貳拾五圓也 (原價)
 一 伊勢米五拾石 " 六百拾五圓也 (")
 一 大麥五拾石 " 四百拾圓也 (")
 一 金庫 " 八拾圓也 (")
 一 其の他の什器 " 貳拾參圓也
 一 第一回國庫債券 " 四百四拾五圓也 (時價)
 一 倉庫付家屋 " 壹萬圓也 (")

複式簿記に於ける會計帳簿

複式簿記に於ては、全會計を元帳に總括して整理し、以て資産・負債及び損益の有様

簿記法

を、一目瞭然たらしむ。元帳記入に便する爲め、各取引を、一々貸借に振り分くるには、仕譯帳を用ふ。此の二帳簿は、會計整理上、極めて重要なる者なれば、之を主簿と稱す。主簿は、其の目的上、取引の明細を精密に記入するは、却て繁雜を來すを以て、取引の明細は、之を他の帳簿に譲る。主簿に記載したる取引事項の明細を記入する爲めに、用ひらるゝ帳簿を補助簿と云ふ、金銀出納帳、商品仕入帳、商品賣上帳、手形帳、雜費内譯帳の如き即ち是なり。此等の補助簿は、單式にても、差異なければ、茲には複式に特有なる主簿を説明せん。

仕 譯 帳

仕譯帳は、元帳轉記の媒介者にして、各取引は、一々貸借に振り分けられ、此の帳簿を通じて、元帳に轉記せらる。

仕譯帳の雛形及び記入方法を示すに先だち、單式より複式に改むる方法を説明す

簿記法

べし。單式を複式に改むるには

一、資産負債表を作成し、現身代の有様を表はすべし。

二、資産・負債に屬する凡ての勘定に適當なる勘定科目を附すべし。

三、資産に屬する勘定科目は、悉く仕譯帳の借方に立て、負債に屬する勘定科目及び資本金は、貸方に立つべし。

仕 譯 帳

1

明 冊 八 治 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
8 1	大黒屋商太郎 營業ヲ擴張シテ 穀物卸賣業ヲ始ム			
	諸 口 諸 口			
	前月ヨリ繰越資産ノ部			
	商 品 賣殘品見積價額	1	162 793	
	諸 向 勘 定 小賣掛殘四口	3	29 915	
	金 銀 手許有高	2	438 175	
	營業用什器 見積價格	4	24 000	
	次 葉 へ		654 883	

簿記法

仕 譯 帳

2

明 冊 八 治 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
8 1	前 業 ヨ リ		654 883	
	前月ヨリ繰越負債ノ部			
	黒澤商店 掛借殘	5		26 900
	資 本 金 現身代	6		627 983
	諸 口 資 本 金	6		15,000 000
	資本主増元入高			
	不 動 産 倉庫附家屋一棟	7	10,000 000	
	金 銀 現金元入	2	5,000 000	
3	第一銀行	9	4,000 000	
	金 銀	2		4,000 000
	當座預金トシテ預ケ入ル			
	營 業 費	10	3 500	
	金 銀	2		3 500
	筆紙墨切手印紙代			
	次 葉 へ		19,658 383	19,658 383

仕 譯 帳

3

明 冊 八 治 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 葉 ヨリ		19,658,383	19,658,383
8 6	商 品 黒澤商店 美濃米 100 石 12 ⁵⁰⁰ 掛買	1	1,250,000	
		5		1,250,000
8	商 品 第一銀行 中村商店ヨリ左ノ通り買入レ 代金トシテ第一銀行宛小切 手 #1ヲ振出ス 伊勢米 200 石 12 ³⁰⁰	1	2,460,000	
		9		2,460,000
7	受取手形 商 品 甲太郎へ左ノ通り賣リ渡シ代 金トシテ本日附九月七日拂 ノ約手 #5ヲ受取ル 美濃米 50 石 13 ⁰⁰⁰	11	650,000	
		1		650,000
10	乙 次 郎 商 品 伊勢米 100 石 12 ⁸⁰⁰ 掛賣	12	1,280,000	
		1		1,280,000
	次 葉 へ		25,298,383	25,298,383

簿
記
法

仕 譯 帳

4

明 冊 八 治 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 葉 ヨリ		25,298,383	25,298,383
8 10	金 銀 商 品 前月賣殘商品見切賣	2	162,793	
		1		162,793
13	金 銀 商 品 丙三郎へ左ノ通り賣渡シ代金 トシテ第百銀行宛小切手第 卅號ヲ受取ル 伊勢米 50 石 12 ⁸⁰⁰ 640,000 美濃米 50 石 13 ⁰⁰⁰ 650,000	2	1,290,000	
		1		1,290,000
14	第一銀行 金 銀 昨日受取リノ第百銀行宛小切 手當座預金ニ振込ム	9	1,290,000	
		2		1,290,000
15	金 銀 諸向勘定 先月分掛代殘左ノ通り取立ツ 左右田太郎 3320 池田屋 13980 坂西三郎 12160 高橋四郎 0455	2	29,915	
		3		29,915
	次 葉 へ		28,071,091	28,071,091

簿
記
法

仕 譯 帳

5

明冊 入 治年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 業 ヨ リ		28,071 091	28,071 091
8 17	商 品	1	,250 000	
	乙 次 郎	12		1,250 000
	黒澤商店ヨリ次ノ通り買入レ 代金トシテ乙次郎宛同店向 ケ本日附九月十日拂ノ爲替 手形ヲ振出ス 美濃米 100 石 12050			
18	商 品 諸 口	1	820 000	
	大川商店ヨリ左ノ通り買入 ル 大麥 100 石 8200			
	支拂手形 同店宛本日附 九月十日拂ノ約手、 ¹ ニテ 支拂高	8		500 000
	大川商店 殘額掛	13		320 000
20	受取手形	11	650 000	
	商 品	1		650 000
	甲太郎へ賣渡シ代金トシテ同 人振出乙次郎宛本日附本月 廿八日拂ノ爲手、ヲ受取ル 美濃米 50 石 13000			
	次 業 へ		30,791 091	30,791 091

簿記法

仕 譯 帳

6

明冊 入 治年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 業 ヨ リ		30,791 091	30,791 091
8 20	營 業 費	10	10 000	
	金 銀	2		10 000
	上記賣上品當店持車力賃			
〃	諸 口 受取手形	11		650 000
	去ル八日甲太郎ヨリ受取リノ 約手、 ⁵ 第一銀行ニ託シテ 割引ス			
	第一銀行	9	646 480	
	手取金ヲ當座預金トス			
	割 引 料	14	3 520	
	日歩三錢十八日間分			
23	丙 三 郎	15	440 000	
	商 品	1		440 000
	大麥 50 石 8800 掛賣			
〃	營 業 用 什 器	4	80 000	
	金 銀	2		80 000
	金庫一基買入代			
	次 業 へ		31,971 091	31,971 091

簿記法

仕 譯 帳

7

明卅 八 治年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 業 ヨ リ		31,971,091	31,971,091
8 25	<u>國庫債券</u>	16	445,000	
	第一銀行	9		445,000
	第一回國庫債券額面 500,000 ナ 89,000 替 ニテ買入レ小切手 #2 ニテ支拂フ			
〃	<u>商 品 諸 口</u>	1	2,470,000	
	中村商店ヨリ買入ル 伊勢米 200 石 12,800			
	<u>中村商店</u> 掛買原價	17		2,460,000
	<u>金 銀</u> 車力賃	2		10,000
28	<u>乙 次 郎</u>	12	2,560,000	
	<u>商 品</u>	1		2,560,000
	伊勢米 200 石 12,800 掛賣			
〃	<u>金 銀</u>	2	650,000	
	<u>受取手形</u>	11		650,000
	去ル廿日甲太郎ヨリ受取リタ ル爲、手、#10 期日ニ付キ支 拂人乙次郎ヨリ取立ッ			
	次 業 ハ		38,096,091	38,096,091

簿記法

仕 譯 帳

8

明卅 八 治年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 業 ヨ リ		38,096,091	38,096,091
8 30	<u>營業費</u>	10	115,000	
	<u>金 銀</u>	2		115,000
	本月分諸雜費左ノ通り現金拂			
	地代 35,000			
	傭人給料四人分 50,000			
	店用諸雜費 30,000			
			38,211,091	38,211,091

簿記法

仕譯帳は、單式簿記の日記帳即ち當座帳
と同性質のものにして、唯日記帳にては、單
に人名勘定のみを記入するに反し、仕譯帳
にては、凡ての勘定を記入するの差あるの
み。故に、仕譯帳より元帳に轉記する方法
は、日記帳より元帳に轉記する方法と異な
る事なし、仕譯帳に於ける或る勘定の借方
金額は、元帳の其の口座の借方に、貸方金額
は、元帳口座の貸方に轉記すべし。

仕譯帳の貸借合計は、常に相等しからざるべからざるを以て、若し貸借の合計一致せざる時は、必ず記帳上誤りありしことを知るに足る。複式が、單式に比して、記帳の正確を保ち得ると云ふは、即ち上述の理由より、誤記の發見容易なるが爲めなり。

簿記法

元 帳

商 品

1

明 冊 八 治 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
8	1 仕 譯 帳	1	162 793		借	162 793
	6 "	3	1,250 000		"	1,412 793
	8 "	"	2,460 000		"	3,872 793
	" "	"		650 000	"	3,222 793
	10 "	"		1,280 000	"	1,942 793
	" "	4		162 793	"	1,780 000
	13 "	"		1,290 000	"	490 000
	17 "	5	1,250 000		"	1,740 000
	18 "	"	820 000		"	2,560 000
	20 "	"		650 000	"	1,910 000
	23 "	6		440 000	"	1,470 000
	25 "	7	2,470 000		"	3,940 000
	28 "	"		2,560 000	"	1,380 000
	30 繰越 (棚卸表)			1,650 000	貸	270 000
	" 損 益	18	270 000			0
			8,682 793	8,682 793		
9	1 繰 越		1,650 000		借	1,650 000

簿記法

元帳

金銀

2

明州 八年 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
8 1	仕譯帳	1	438 175		借	438 175
" "	"	2	5,000 000		"	5,438 175
3 "	"	"		4,000 000	"	1,438 175
" "	"	"		3 500	"	1,434 675
10 "	"	4	162 793		"	1,597 468
13 "	"	"	1,290 000		"	2,887 468
14 "	"	"		1,290 000	"	1,597 468
15 "	"	"	29 915		"	1,627 383
20 "	"	6		10 000	"	1,617 383
23 "	"	"		80 000	"	1,537 383
25 "	"	7		10 000	"	1,527 383
28 "	"	"	650 000		"	2,177 383
30 "	"	"		115 000	"	2,062 383
"	繰越			2,062 383		0
			7,570 883	7,570 883		
9 1	繰越		2,062 383		借	2,062 383

簿記法

元帳

諸向勘定

3

明州 八年 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
8 1	仕譯帳	1	29 915		借	29 915
15 "	"	4		29 915		0
			29 915	29 915		

營業用什器

4

明州 八年 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
8 1	仕譯帳	1	24 000		借	24 000
23 "	"	6	80 000		"	104 000
30 "	繰越(棚卸表)			103 000	"	1 000
"	損益	18		1 000		0
			104 000	104 000		
9 1	繰越		103 000		借	103 000

黑澤商店

5

明州 八年 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
8 1	仕譯帳	2		26 900	貸	26 900
6 "	"	3		1,250 000	"	1,276 900
31 "	繰越		1,276 900			0
			1,276 900	1,276 900		
9 1	繰越			1,276 900	貸	1,276 900

簿記法

元帳

資本金

6

明冊 八 治年	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
8 1	仕譯帳	2		627 983	貸	627 983
〃	〃	〃		15,000 000	〃	15,627 983
31	損益	元 18		136 980	〃	15,764 963
						0
	繰越		15,764 963	15,764 963		
9 1	繰越			15,764 963	貸	15,764 963

不動産

7

明冊	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
8 1	仕譯帳	2	10,000 000		借	10,000 000
	繰越(棚卸表)			10,000 000		0
			10,000 000	10,000 000		
9 1	繰越		10,000 000		借	10,000 000

支拂手形

8

明冊	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
8 18	仕譯帳	5		500 000	貸	500 000
31	繰越		500 000			0
			500 000	500 000		
9 1	繰越			500 000	貸	500 000

簿記法

元帳

第一銀行

9

明冊 八 治年	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
8 3	仕譯帳	2	4,000 000		借	4,000 000
8	〃	3		2,460 000	〃	1,540 000
14	〃	4	1,290 000		〃	2,830 000
20	〃	6	646 480		〃	3,476 480
25	〃	7		445 000	〃	3,031 480
31	繰越			3,031 480		
			5,936 480	5,936 480		
9 1	繰越		3,031 480		借	3,031 480

營業費

10

明冊	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	殘高
8 3	仕譯帳	2	3 500		借	3 500
20	〃	6	10 000		〃	13 500
30	〃	8	115 000		〃	128 500
	損益	18		128 500		0
			128 500	128 500		

簿記法

元帳
受取手形

11

明冊 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
9 8	仕譯帳	3	650 000		借	650 000
20	〃	5	650 000		〃	1,300 000
〃	〃	6		650 000	〃	650 000
30	〃	7		650 000		
			1,300 000	1,300 000		0

乙次郎

12

8 10	仕譯帳	3	1,280 000		借	1,280 000
17	〃	5		1,250 000	〃	30 000
28	〃	7	2,560 000		〃	2,590 000
31	繰越			2,590 000		0
			3,840 000	3,840 000		
9 1	繰越		2,590 000		借	2,590 000

大川商店

13

8 18	仕譯帳	5		320 000	貸	320 000
	繰越		320 000			0
			320 000	320 000		
9 1	繰越			320 000	貸	320 000

簿記法

元帳

割引料

14

明冊 治年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
8 31	仕譯帳	6	3 520		借	3 520
31	損益	13		3 520		
			3 520	3 520		

丙三郎

15

8 23	仕譯帳	6	440 000		借	440 000
31	繰越			440 000		
			440 000	440 000		
9 1	繰越		440 000		借	440 000

國庫債券

16

8 25	仕譯帳	7	445 000		借	445 000
30	繰越(棚卸表)			445 000		
			445 000	445 000		
9 1	繰越		445 000		借	445 000

元 帳

中 村 商 店

17

明 冊 八 年 治 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
8 25	仕 譯 帳	7		2,460,000	貸	2,460,000
31	繰 越		2,460,000			
			2,460,000	2,460,000		
9 1	繰 越			2,460,000	貸	2,460,000

18

損 益

明 冊 八 年 治 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
8 31	商 品	元 1		270,000	貸	270,000
"	營 業 用 什 器	元 4	1,000		"	269,000
"	營 業 費	元 10	128,500		"	140,500
"	割 引 料	元 14	3,520		"	136,980
"	資 本 金	元 6	136,980		"	0
			270,000	270,000		

簿 記 法

元 帳

繰 越

19

明 冊 八 年 治 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
8 31	商 品	元 1	1,650,000		借	1,650,000
"	金 銀	元 2	2,062,383		"	3,712,383
"	營 業 用 什 器	元 4	103,000		"	3,815,383
"	黑 澤 商 店	元 5		1,276,900	"	2,538,483
"	不 動 產	元 7	10,000,000		"	12,538,483
"	支 拂 手 形	元 8		500,000	"	12,038,483
"	第 一 銀 行	元 9	3,031,480		"	15,069,963
"	乙 次 郎	元 12	2,590,000		"	17,659,963
"	大 川 商 店	元 13		320,000	"	17,339,963
"	丙 三 郎	元 15	440,000		"	17,779,963
"	國 庫 債 券	元 16	445,000		"	18,224,963
"	中 村 商 店	元 17		2,460,000	"	15,764,963
"	資 本 金	元 6		15,764,963	"	0
			20,321,863	20,321,863		

簿 記 法

棚 卸 表

明 治 卅 八 年 八 月 三 十 一 日

摘 要	金 額
商 品	
美濃米 50石 12 ⁵⁰⁰ (原價)	625,000
伊勢米 50石 12 ³⁰⁰ //	615,000
大 麥 50石 8 ²⁰⁰ //	410,000
	1,650,000
營業用什器	
金庫一基	80,000
其他ノ什器、見積高	23,000
	103,000
國庫債券	
第一回國庫債券額面 500 ⁰⁰⁰ 89 ⁰⁰⁰	445,000
不 動 產	
倉庫付家屋壹棟時價見積	10,000,000
	12,198,000

簿 記 法

試 算 表

明 治 卅 八 年 八 月 三 十 一 日

殘 高	借 方	勘定科目	元 丁	貸 方	殘 高
1,380,000	8,412,793	商 品	1	7,032,793	
2,062,383	7,570,883	金 銀	2	5,508,500	
	29,915	諸 向 勘 定	3	29,915	
104,000	104,000	營業用什器	4		
		黒澤商店	5	1,276,900	1,276,900
		資 本 金	6	15,764,963	15,764,963
10,000,000	10,000,000	不 動 產	7		
		支拂手形	8	500,000	500,000
3,031,480	5,936,480	第 一 銀 行	9	2,905,000	
128,500	128,500	營 業 費	10		
	1,300,000	受 取 手 形	11	1,300,000	
2,590,000	3,840,000	乙 次 郎	12	1,250,000	
		大川商店	13	320,000	320,000
3,520	3,520	割 引 料	14		
440,000	440,000	丙 三 郎	15		
445,000	445,000	國庫債券	16		
		中村商店	17	2,460,000	2,460,000
20,184,883	38,211,091			38,348,071	20,321,863
	58,532,954			58,532,954	

簿 記 法

繰越高試算表

明治卅八年八月卅一日

	勘定科目	借方	貸方
1	商品	1,650,000	
2	金銀	2,062,383	
4	營業用什器	103,000	
5	黒澤商店		1,276,900
6	資本金		15,764,963
7	不動産	10,000,000	
8	支拂手形		500,000
9	第一銀行	3,021,480	
12	乙次郎	2,590,000	
13	大川商店		320,000
15	丙三郎	440,000	
16	國庫債券	445,000	
17	中村商店		2,460,000
		20,321,863	20,321,863

簿記法

元帳結算

複式簿記にては、元帳に凡ての勘定を纏めあるを以て、損益並に資産・負債の有様は容易に知るを得べし。此の手續を元帳結算と云ふ。元帳結算は、何時にても隨時之を行ふを得。其の手續左の如し。

一、元帳轉記に誤りなきか否かを檢する爲めに、試算表を作成すべし。

(註) 試算表は、元帳各口座の借方合計と、貸方合計とを對照したるものにて、借方總計と、貸方總計と相等しければ、轉記に誤りなきを知る。此の目的の爲め、一般に、試算表は、日々元帳轉記終了の後、之を作成して、以て正誤を檢するものとす。

二、所有物の棚卸を作成すべし。

(註) 棚卸表とは、所有物の數量を調査し、之を評價したるものを表出したるものにて、評價につきては、商法は、時價を以てすべしと命ずれども、事業の安固の爲めには、時價、原價何れにても低き方によるべし。

三、元帳に、損益勘定並に繰越勘定の口

簿記法

座を開くべし。

四、元帳各口座を通覧し、有價物及び貸金に残りあれば、其の金額を貸方に朱記し、繰越勘定の借方に運び、黒記すべし。借金に残れば、借方に朱記して、繰越勘定の貸方に運び、黒記すべし。

(註) 所有物残の金額は、棚卸表の通りとす。

損益を表はす勘定科目の借方残、及び所有物の棚卸価格を差引き、尚ほ借方にある残は、共に之を損益勘定借方に運ぶべし。損益を表はす勘定科目の貸方残、並に所有物棚卸価格繰越後に於ける貸方残は、共に之を損益勘定の貸方に運ぶべし。(運び方は前の場合に同じ)。

五、損益勘定残は、純損益なるを以て、他に處分(會社に於ける配當金の如く)するにあらざれば、資本金勘定に運ぶべし。(運び方は前の場合に同じ)。

六、資本金勘定の貸方残高を、繰越勘定

簿記法

に運ぶべし。

七、凡ての口座を合計して、之をメ切るべし。残高は次期に繰越すべし。

八、繰越残高試算表を作成すべし。

資 産 負 債

元帳繰越勘定の借方は、元帳各口座の借、即ち當店の貸金なるを以て、資産なり。繰越勘定の貸方は、元帳各口座の貸、即ち當店の借金なるを以て、負債なり。されば、當店を主とし、元帳各口座を賓とする時は、貸借は正に反對とならざるべからず。資産負債表、又は貸借對照表に於ては、當店を主とするを以て、此の表に於ては、負債を借方に、資産を貸方に記入せざるべからず。

簿記法

貸借對照表

明治卅八年八月卅一日

摘	要	借方	貸方
負債之部			
黒澤商店	同店帳尻	1,276,900	
大川商店	〃	320,000	
中村商店	〃	2,460,000	
支拂手形		500,000	
資本金		15,764,963	
資産之部			
乙次郎	同人帳尻		2,590,000
丙三郎	〃		440,000
第一銀行	當座預金		3,031,480
商 品	手許有高		1,650,000
國庫債券	〃		445,000
金 銀	〃		2,062,383
營業用什器	〃		103,000
不 動 産	倉庫付家屋		10,000,000
合 計		20,321,863	20,321,863

簿記法

損益表

明治卅八年八月卅一日

摘	要	利益	損失
利益之部			
	商品賣買利益	270,000	
損失之部			
	營業費		128,500
	割引料		3,520
	營業用什器評價損		1,000
	当期純益金		136,980
		270,000	270,000

以上學習したる所より、複式簿記の原理を、方程式を以て示せば、左の如し。

$$\begin{matrix} \text{(元帳借方)} & & \text{(元帳貸方)} \\ \text{資産} + \text{損} = \text{負債} + \text{利益} \end{matrix}$$

$$\therefore \text{資産} - \text{利益} = \text{負債} - \text{損}$$

$$\text{資産} = \text{負債}$$

記帳上の注意

一文字は明瞭にして、字體一樣なるを

簿記法

貴ぶ。其の大きさは、一行の二分の一の高さより大なるべからず。

二数字は明白にして、曖昧ならず、字體一様なるを貴び、容易く他文字に改め得べきものを書すべからず。

三帳簿に誤記を生じたる時は、決して塗抹改削をなすべからず。誤記の訂正につき、最も良き方法は、誤記の文字の上に、平行密接せる二本の朱線を引き、其の上に正しき記入をなし、訂正者の責任を明かにする爲めに、認印を捺すを可とす。尚ほ数字にありては、一列の数字中、誤れる部分のみを訂正する事を許さず、必ずや朱線を以て、其の全體を消し、以て悉く之を訂正すべきなり。

(おはり)

簿記法

明治三十八年九月四日 印刷

明治三十八年九月七日 發行

所有權人 藤本 恕一郎

著 作 者 藤 本 恕 一 郎

發 行 兼 者 合 資 文 學 社
東京市日本橋區本町四丁目十六番地

代 表 者 小 林 義 則

印 刷 所 合 資 文 學 社 工 場
東京市神田區錦町三丁目一番地

發 賣 所 合 資 文 學 社

簿記法 附

定價金貳拾五錢

